

(仮 訳)

プレス・リリース

2013 年 7 月 19 日  
バーゼル銀行監督委員会

**バーゼル銀行監督委員会による流動性カバレッジ比率に関する  
銀行の開示要件の提案**

本日、バーゼル銀行監督委員会(以下、「バーゼル委」)は、「流動性カバレッジ比率の開示基準」と題する市中協議文書を公表しました。

バーゼル委は、2013年1月の流動性カバレッジ比率(以下、「LCR」)規制を公表した際に、関連する開示基準を策定する意図を示しました。情報開示は、透明性を向上させ、市場の不確実性を低減し、市場規律を強化します。バーゼル委は、開示による便益を高めるために、市場参加者が銀行の流動性リスクの状況を整合的に評価することに資する共通の開示枠組みを、銀行が採用することが重要であると考えます。さらに、LCR に関する開示の一貫性を促進し、利用を容易にするため、バーゼル委は、バーゼル委メンバー国(国際的に活動する銀行に対して)、共通のテンプレートに従った LCR の公表を求めるに合意しました。

バーゼル委は、LCR の開示基準を設定する際、市場規律を促進させる便益と、ストレス時に意図せざる力学が働く可能性等、一定の状況下で流動性の状況を開示することに伴う課題とを注意深く調整しています。

本市中協議書に対するコメントは 2013 年 10 月 14 日までに電子メールで [baselcommittee@bis.org](mailto:baselcommittee@bis.org) 宛にご提出下さい。あるいは、「スイス連邦、CH-4002 バーゼル市、国際決済銀行、バーゼル銀行監督委員会事務局」宛にコメントを郵送することもできます。全てのコメントは、コメント提出者が明示的に機密扱いを要求しない限り、国際決済銀行のウェブサイトに公表されることがあります。